

一般財団法人多山報恩会 育英資金給付規則

- 第一条 多山報恩会は将来社会に貢献する人材の育成に寄与する目的をもって広島市内にある高等学校に在籍し、性行良純で修学意欲旺盛な生徒（未成年者）の中第二条に該当する者に育英資金（以下資金という）を給付する。
- 第二条 資金の給付を受けることのできる者は次の各項のいずれかに該当するものとし、学校長の推薦するものとする。
- 一 学業・クラブ活動等で特に優秀な成績を挙げ校内の示範となる生徒
 - 二 入学後家庭の経済状況が急変して資金を必要とする生徒
 - 三 その他本会の育英資金選考委員会で適当と認める生徒
- 第三条 資金の給付は年額１００，０００円とする。
- 第四条 資金の給付を受けようとする者は、次の書類を学校長を経て本会に提出するものとする。
- 一 多山報恩会育英資金申請書（本会の様式による）
 - 二 多山報恩会育英資金給付願書（本会の様式による）
- 第五条 資金の受給者については本会の選考委員会に於いて決定する。
- 第六条 資金の給付決定者へは学校長を通じて本人に通知する。
- 第七条 給付は一年分を学校長を通じて本人に交付する。
- 第八条 本人が休学した時はその翌月より復学した前月までの間資金の供与を停止する。
- 第九条 本人が次の各号の一に該当した時は資金の給付を廃止または停止する。
- 一 本人が死亡した時
 - 二 学校成績が著しく不良の時及びクラブ活動等で該当資格を喪失した時
 - 三 疾病その他の事由で修学の見込みがない時
 - 四 資金の給付を必要としない事由が生じた時
 - 五 その他選考委員会に於いて資金の給付を不適當と認めた時
- 第十条 保護者は学校と連署の上次の各号の一に該当した場合は速やかに本会に届出なければならない。
- 一 本人が死亡した時
 - 二 本人が転校、休学、退学、復学した時

三 本人の住所、氏名に異動があった時

第十一条 資金を次年度も継続して希望する者は、改めて申請しなければならない。

付 則

この規則は平成2年4月1日より実施する。

この規則は平成4年4月1日より一部改正実施する。

この規則は平成14年4月1日より一部改正実施する。

この規則は平成22年4月1日より一部改正実施する。

この規則は平成24年4月1日より一部改正実施する。

この規則は平成25年4月1日より一部改正実施する。

令和8年度 多山報恩会 育英資金給付 手続きの流れ

	多山報恩会	各学校
5月29日	募集についての案内	→
7月13日		← 申請書・願書の提出
7月～8月	(審査・選考)	
8月中旬	給付決定通知	→
	給付手続きについての案内	→
9月初旬		← 振込口座届出書
9月中旬	給付金の振込	→
		(生徒への給付)
10月		← 誓約書および領収証